

公開買付開始公告

平成20年1月11日

各 位

山口県山口市佐山717番地1

株式会社ファーストリテイリング

代表取締役会長兼社長 柳 井 正

株式会社ファーストリテイリング（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付けを下記により行いますので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 概要

公開買付者は、現在、対象者の普通株式2,533,000株（発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「所有株式数割合」といいます。）33.40%）を保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の事業の抜本的改革を図るべく、対象者を子会社化することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。公開買付者は、本公開買付けに応募される全ての対象者株主のご意向を尊重し、応募された全ての対象者株式を買付けるため、本公開買付けにおいては買付予定の上限を定めておりません。

本公開買付けについては、対象者の株主である松村洋祐氏（所有株式数割合27.55%。以下「松村氏」といいます。）、藤井征男氏（所有株式数割合3.14%）、松村昇氏（所有株式数割合1.06%）及び松村大助氏（所有株式数割合0.92%。以下、松村氏、藤井征男氏、松村昇氏及び松村大助氏を総称して「松村氏ら」といいます。）から、松村氏らが保有する対象者株式について、本公開買付けに応募することについての同意を頂いております。また、本公開買付けについては、平成20年1月10日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、昭和36年に靴の小売店をスタートし、ファッション性、健康面から靴に要求される機能を重視し、顧客ニーズを的確に反映させた適品を豊富に揃え、婦人靴を中心とした靴小売専門店のチェーン展開を行っております。対象者は、婦人靴中心の主力業態〔v j u : 〕（ビュー）のほか、ファミリーをターゲットにしたすべてのニーズに対応できる靴の総合店SHOES WORLD（シューズワールド）、オリジナルブランドのCOO ICI（クーイスイ）など全国に103店舗（平成19年8月20日現在）を展開しております。

しかしながら、競合店との競争の激化及び大型商業施設の増加による商圈の激変など、対象者を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いております。さらに、今後の対象者を取り巻く経営環境の見通しにおいても、少子高齢化の流れは続き、市場規模の拡大は期待しづらく、またアパレル小売店も売上拡大のために靴販売に力を入れるなど、さらなる競争の激化が予想され一層厳しさを増していくものと考えられます。

当社グループは、靴事業をアパレルに次ぐ事業と位置づけており、靴事業のさらなる強化・拡充を目的として、平成18年10月に婦人靴の小売に強みを持つ対象者と業務提携を行い、また対象者が実施した第三者割当増資を引き受けることにより筆頭株主（所有株式数割合33.40%）となり、対象者を持分法適用関連会社といたしました。公開買付者は、これまでも対象者との間で、資金面からのサポートのみならず、公開買付者グループとの人材交流による人材育成強化を始めさまざまな経営改善・強化に向けた取り組みを行い、対象者の経営に参画して参りました。

しかしながら既述のとおり、対象者を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、公開買付者との経営改善・強化に向けた取り組みもこれまでのところ十分な成果として現れてきていないというのが現状です。

このような厳しい環境下において、対象者のブランドの統廃合を伴うブランドビルディング及び店舗展開、商品の開発力強化と安定的な提供など多くの対処すべき課題に迅速に対処し事業を再生させるためには、事業をダイナミックに改革し、事業のあり方を大きく見直して成長を加速させることが重要であり、そのためには公開買付者グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図り、ノウハウ・情報・人材の相互交流に

よる業務プロセス強化及び事業インフラのシェアリングの実現によるシナジー追求を従来にも増して強力に推進する必要があると判断し、対象者を公開買付者の子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

具体的には、公開買付者と対象者は、公開買付者グループのノウハウ・情報の共有及び人材の交流を通じ、商品計画の機能強化による仕入や発注の精度の向上、オリジナル商品の構成比率の見直しによる粗利益の改善、出退店ノウハウの活用や共同出店の実施、共同購買等の取り組みを実施して参ります。それにより、「新しいシュービジネス」を創造し、対象者の競争力や収益力を強化し、強く安定した事業基盤を確立して参ります。また、対象者がより高い収益力を持つ事業体へと発展することは、公開買付者グループの靴事業の強化・拡充による関連ビジネスの強化、ひいてはグループ全体の更なる企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

公開買付者は、対象者への経営参画による経営体制の強化を既に進めてきており、今後対象者との協議のうえ変更する可能性はありますが、現時点において、本公開買付け成立後に役員構成の変更は予定しておりません。また、現時点において、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加えたり、重大な影響を及ぼす具体的な予定はありません。

(3) 本公開買付けの実施に至る過程

公開買付者は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、本公開買付け後の状況によっては、対象者を完全子会社化する可能性があります。対象者は本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は、対象者の普通株式2,533,000株（所有株式数割合33.40%）を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役及び監査役を派遣しています。また、本公開買付けは対象者の役員の依頼に基づくものではありませんが、対象者の役員は原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、公開買付者及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

① 公開買付者における検討

公開買付者は、日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）を財務アドバイザーとして選任するとともに、法律顧問の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、第三者である日興シティグループ証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼しました。その上で、日興シティグループ証券が提出した株式価値算定書を参考に、対象者及び対象者の株主である松村氏らと協議・交渉を行い、その結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を踏まえ、既存株主に対して対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を決定しました。なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成20年1月9日までの過去3ヶ月間の単純平均値295円（小数点以下を四捨五入。）に対して98.31%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

② 対象者における検討

対象者の取締役会が公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼し、また、対象者及び公開買付者から独立した法律顧問である佐藤総合法律事務所（以下「佐藤総合」といいます。）の助言を受けました。また、平成19年12月20日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、独立性のある社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することの是非について、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員としては、社外取締役である北野洋氏、並びに社外監査役である真鍋昌也氏及び中務正裕氏の3名を選定しています。各委員は公開買付者から独立性があり、中務正裕氏は社外監査役であるとともに弁護士でもあります。

特別委員会は、平成19年12月20日より、本公開買付けに賛同することの可否及び本公開買付価格を含む条件面等の検討を開始しました。その結果、平成20年1月10日、特別委員会は、対象者取締役会に対して、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の答申を行うことを決議しました。対象者取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の意見を受け、財務アドバイザーである野村證券から平成20年1月10日付で提出された本公開買付けにおける買付価格が妥当である旨の意見書及

び法律顧問である佐藤総合から平成20年1月10日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該特別委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる相乗効果により対象者の経営基盤が強化され、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正氏及び本公開買付けに応募することにつき同意している松村氏は、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、また、対象者取締役会における上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けの結果、対象者株式に係る株券がジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に抵触した場合は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しております。また、対象者株式に係る株券が上場廃止基準に抵触しない場合でも、本公開買付けを実施した結果、公開買付者が相当数の対象者株式を取得することとなり、公開買付者が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け後の対象者株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合には、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを検討しています。その具体的な方法として、公開買付者は、現時点においては、(i) 本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに(ii) 上記(i) ②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会の開催を対象者に求める予定です。公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、全てこれを対象者が取得することになります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず予定です。対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の一株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、我が国の法令の手續に従い、当該端数に相当する株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付する対象者の株式の数は本日現在未定であります。公開買付者が対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が一株に満たない端数となるよう決定される予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条のその他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、対象者の発行する全ての普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、対象者の全部取得条項付種類株式を全て取得するのと引換えに別個の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者株主による対象者株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う対象者株式の数に上限を設定していないため、本公開買付

けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に抵触した場合、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。また、当該基準に抵触しない場合でも、本公開買付けの結果、相当数の対象者株式を取得することとなり、公開買付者が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け後の対象者株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って対象者を完全子会社化する可能性がありますので、その場合には対象者株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社ビューカンパニー

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成20年1月11日（金曜日）から平成20年2月27日（水曜日）まで（32営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

株券	普通株式1株につき金585円
----	----------------

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
2,523,000 (株)	2,523,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」（2,523,000株。以下「買付予定の下限」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付けの期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注4) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大の数は、対象者が平成19年11月15日に提出した第37期中半期報告書に記載された平成19年8月20日現在の発行済株式総数（7,583,000株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成19年8月21日以降に株主による単元未満株式買取請求権の行使に応じて取得した自己株式数（平成20年1月10日現在500株）及び公開買付者の保有株式数（2,533,000株）を除いた株式数5,049,500株となります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 33.28%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付予定数（2,523,000株）」に係る議決権の数です。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、上記の割合の計算においては、対象者の第37期中半期報告書に記載された平成19年8月20日現在の総株主の議決権の数（7,577個）に、同半期報告書記載の単元未満株式に係る議決権の数5個（単元未満株式数6,000株から、本公開買付けを

通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満自己株式500株（平成20年1月10日現在）を控除した5,500株に係る議決権の数）を加算した7,582個を「対象者の総議決権の数」として計算しています（以下(7)及び(8)において同様）。

(注3) 上記の割合については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者 33.41% 特別関係者 27.66% 合計 61.07%

(注1) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を合計した上で計算しています。

(注2) 上記の割合については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 66.68% 特別関係者 0.00% 合計 66.68%

(注1) 特別関係者の所有する普通株式に係る株券（対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「公告日における特別関係者の株券等所有割合」の計算においては、公告日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は分子に加算していません。

(注2) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定の下限を超えた場合には応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」は最大100%となります。

(注3) 上記の割合については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(9) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 本公開買付けに係る株券等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人又は復代理人の各本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、応募株式を表章する株券を添えて、公開買付期間の末日の15時30分までに応募して下さい。（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）株券が公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。なお、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

③ 株券等が不発行となっている方は、対象者にて、応募株券等発行の手続きを行い、発行された応募株券等を添えて公開買付期間の末日の15時30分（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、公開買付代理人の本店又は復代理人の本店又は国内各営業所において応募して下さい。

④ 応募株主等は、応募には、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。また、公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

⑤ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募して下さい。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

⑥ 居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

⑦ 日興シティグループ証券株式会社における応募の受付に際しては、応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人……………住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証の写し、運転免許証の写し等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人……………① 登記簿謄本、印鑑登録証明書その他官公庁から発行された書類（6ヶ月以内に作成のもので、名称と本店所在地の両方を確認できるもの）

② 日興シティグループ証券株式会社における応募の受付に際しては、発注部門の責任者及び資金決済部門の責任者各1名ずつの住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証の写し、運転免許証の写し等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

日興コーディアル証券株式会社における応募の受付に際しては、法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証の写し、運転免許証の写し等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

外国人株主…常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(11) 決済の開始日

平成20年3月5日（水曜日）

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(13) 株券等の返還方法

後記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けなかった場合には、公開買付代理人及び復代理人は、返還することが必要な株券等を、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

① 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

② 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① [法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容]

応募株券等の総数が買付予定の下限（2,523,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限（2,523,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② [公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法]

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ [買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法]

法27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付けの価格の引下げを行うことがあります。

買付けの価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付けの価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ [応募株主等の契約の解除権についての事項]

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時30分（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時30分（但し、日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ [買付条件等の変更をした場合の開示の方法]

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ [訂正届出書を提出した場合の開示の方法]

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交

付することにより訂正します。

⑦ [公開買付けの結果の開示の方法]

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ [その他]

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

本公開買付けについては、対象者の取締役会から、これに賛同する旨の決議を得ております。なお、公開買付けの代表取締役会長兼社長である柳井正氏及び本公開買付けに応募する旨同意している松村氏は、かかる取締役会の決議には特別利害関係人であるため参加しておりません。公開買付け者は、平成20年1月10日、対象者の取締役である松村氏との間で公開買付けに関する合意書を締結し、松村氏が保有する対象者株式会社について、本公開買付けに応募すること、及び、本公開買付けが成立した場合、松村氏が応募する予定の株式に係る議決権について、平成20年5月中旬開催予定の対象者の定時株主総会において、株主としての一切の権利行使の代理権を公開買付け者又は公開買付け者の指定する第三者に対して授与することについての同意を頂いております。

4. 公開買付け届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ファーストリテイリング 東京本部
（東京千代田区九段北1丁目13番12号）
株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

5. 公開買付け者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること

- (1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
- (2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売
- (3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売
- (4) 化粧品、スキンケア製品、及びヘアケア製品の販売
- (5) コンパクトディスク等の情報記録物の企画及び販売
- (6) ゴルフ練習場の経営
- (7) ゴルフ用品の販売
- (8) 飲食店の経営
- (9) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買

- (10) コンピューターシステムの運用支援
- (11) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
- (12) 関連会社に対する貸付、保証及び投資
- (13) 損害保険代理業
- (14) 不動産賃貸及び管理業
- (15) 企業研修施設の経営
- (16) 前各号に附帯する一切の事業
- 2. コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾
- 3. コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導
- 4. 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- 5. 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
- 6. 関連会社に対する貸付、保証及び投資
- 7. 損害保険代理業
- 8. 不動産賃貸及び管理業
- 9. 前各号に附帯する一切の事業

(2) 事業の内容

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社21社、非連結子会社2社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社1社及び関連当事者1社により構成され、主に衣料品関連事業を営んでおります。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。

事業区分	会社名
持株会社	(株)ファーストリテイリング（当社）

ユニクロ事業	(株)ユニクロ (連結子会社)
	UNIQLO(U.K.)LTD. (連結子会社)
	迅銷(江蘇)服飾有限公司(連結子会社)
	迅銷(中国)商貿有限公司(連結子会社)
	UNIQLO USA, Inc. (連結子会社)
	FRL Korea Co., LTD. (連結子会社)
	UNIQLO HONG KONG, LIMITED (連結子会社)
	UNIQLO FRANCE S.A.S. (連結子会社)
	UNIQLO Design Studio, New York, Inc. (非連結子会社)
	FAST RETAILING(U.K)LTD (非連結子会社)
	(株)マエダ商事(関連当事者)
衣料品関連事業	(株)グローバルリテイリング(連結子会社)
	(株)グローバルインベストメント(連結子会社)
	(株)ワンゾーン(連結子会社)
	FR FRANCE S.A.S. (連結子会社)
	Creations Nelson S.A.S. (連結子会社)
	アスペジ・ジャパン(株)(連結子会社)
	PETIT VEHICULE S.A.S. (連結子会社)
	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株)(連結子会社)
	(株)ジーユー(連結子会社)
	(株)キャビン その他連結子会社3社(連結子会社)
	(株)リンク・セオリー・ホールディングス(持分法適用関連会社) (東京証券取引所マザーズ上場)
	(株)ビューカンパニー(持分法適用関連会社) (ジャスダック証券取引所上場)
	山東宏利綿針織有限公司(持分法非適用関連会社)

(注1) ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。

(注2) 衣料品関連事業とは、国内・海外における衣料品の企画、販売及び製造事業等であります。

(3) 資本金の額

10,273,950,000円(平成20年1月11日現在)

以 上